

国際医療福祉大学大学院授業科目履修規程

(目的)

第1条 この規程は、国際医療福祉大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に規定するもののほか、大学院の授業科目の履修に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目履修届)

第2条 学生は、授業科目一覧に掲げる授業科目のうち、履修しようとする場合は、別に定める「授業科目履修届」（以下「履修届」という。）を所定の期日までに、大学院長に提出しなければならない。

2 履修届を提出した後に履修科目の変更又は取消をしようとする場合は、別に定める「授業科目履修変更届」を所定の期日までに、大学院長に提出しなければならない。

(定期試験等)

第3条 定期試験は、当該授業が終了する学期末に特別の期間を定めて実施する。

ただし、前後期にわたる授業科目については、原則として、前期の終わりに定期試験に準じた試験を行うことができる。

2 前項の定期試験に代えて、論文、報告書の提出を課すことができる。

(受験資格)

第4条 出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない授業科目については、当該授業科目に係る定期試験を受験することができない。

2 定期試験に代えて、論文、報告書の提出を課す場合、出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない授業科目については、当該授業科目に係る定期試験に代わる論文、報告書を提出することができない。

3 実験、実技、実習その他特に出席を重視する科目においては前2項の規定より授業時間数に対する出席時間数の割合が引き上げられることがある。

(成績評価)

第5条 成績評価は定期試験の他に論文、報告書の提出、平素の修業状況等を加味することができる。

2 成績評価については、大学院学則第7条の3に基づき、次の各号に掲げるとおりとする。

一	秀 (S)	100点満点法による100点から90点まで
二	優 (A)	100点満点法による 89点から80点まで
三	良 (B)	100点満点法による 79点から70点まで
四	可 (C)	100点満点法による 69点から60点まで
五	不可 (D)	100点満点法による 59点以下

3 秀、優、良及び可は合格、不可は不合格とする。

(追試験)

第6条 忌引、疾病、その他やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかった者は、当該授業科目について追試験を受けることができる。

2 前項の追試験を受けようとする者は、別に定める「追試験申請書」に疾病の場合は医師の診断書、その他の場合は、証明書または理由書を添え、所定の期日までに大学院長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 追試験の成績の評価は90点を限度とする。

(再試験)

第7条 定期試験で成績が合格点に達しなかった場合に行う再試験は、原則として行わない。ただし、科目担当教員が必要と判断した場合にはこれを行うことができる。

2 再試験を許可された者は、「再試験願」に再試験料を添えて各キャンパス大学院教務事務主管課へ提出しなければならない。再試験料については別に定める。

3 再試験で合格した場合の成績は「可」とする。

(再履修)

第8条 不合格又は無効とされた必修の授業科目は再度履修(以下「再履修」という。)しなければならない。

2 再履修科目は、原則として、授業を再度受講のうえ、試験を受けなければならない。

(既修得単位の認定)

第9条 入学前に他の大学院で修得した単位は10単位を超えない範囲で認定する。また入学後に他の大学院で修得した単位を、入学前に修得した単位及び入学後に修得した単位を合わせて10単位を超えない範囲で認定する。

2 認定を受けようとするものは、「既修得単位認定申請書」に「成績証明書」を添付し、審査を受けなければならない。

3 認定された単位の成績表示は「認定」とする。

(進級・留年)

第10条 各研究科・専攻・分野で指定した授業科目の単位を修得しなければ、進級又は当該研究科・専攻・分野で指定した科目の履修ができない場合がある。

(不正行為)

第11条 定期試験及びこれに準じる試験において、不正行為があったと認められた場合、当該学生がその期に履修登録した全科目を「不可」とする。

(入学年度後に開設された授業科目の履修)

第12条 入学年度後に新たに開設された授業科目のうち選択科目については、大学院長の承認に基づき、履修できるものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 第5条第2項の規定は、平成29年度以前の入学者については、次のとおりとする。

- | | | | |
|---|----|-----|-----------------------|
| 一 | 優 | (A) | 100点満点法による100点から80点まで |
| 二 | 良 | (B) | 100点満点法による79点から70点まで |
| 三 | 可 | (C) | 100点満点法による69点から60点まで |
| 四 | 不可 | (D) | 100点満点法による59点以下 |

3 第6条第3項の規定は、平成29年度以前の入学者については、80点を限度とする。